

○平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例

平成13年3月8日

条例第13号

改正 平成14年9月25日条例第15号
平成15年3月5日条例第7号
平成16年9月21日条例第15号
平成18年3月7日条例第4号
平成18年9月25日条例第18号
平成19年3月6日条例第5号
平成20年3月14日条例第16号
平成20年9月19日条例第29号
平成21年3月10日条例第7号
平成22年3月18日条例第8号
平成24年3月9日条例第7号
平成26年9月18日条例第13号

(目的)

第1条 この条例は、重度心身障がい者並びにひとり親家庭等の母又は父及び児童に対し、医療費の一部を助成することによって、保健の向上に資するとともに、福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「重度心身障がい者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳（以下「身障手帳」という。）の交付を受けた者（以下「身体障がい者」という。）であって、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に掲げる1級、2級又は3級（心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障がいに限る。）に該当する者
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第15条に規定する児童相談所、知的障害者福祉

法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター又は精神科を標ぼうする医療機関の医師において重度の知的障がい（知能指数がおおむね35以下、なお、肢体不自由、盲、ろうあ等の障がいを有する者については、おおむね50以下であって、日常生活において介護を必要とする者）と判定され、又は診断された者

(3) 精神保健福祉法第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳（以下「精神保健手帳」という。）の交付を受けた者（以下「精神障がい者」という。）であって、精神保健福祉法施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に掲げる1級に該当する者

2 この条例において「ひとり親家庭等の母又は父及び児童」の「母」、「父」及び「児童」とは、次の各号に該当する者をいう。

(1) 「母」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア 18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者を扶養又は監護している者

イ 18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者を扶養している者

(2) 「父」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子であって、生活保護法による保護を受けていない者のうち、前号ア又はイのいずれかに該当する者であること。

(3) 「児童」とは、次の各号のいずれかに該当するものであること。

ア ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、若しくは監護され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者（引き続いて特別支援学校の高等部（専攻科を除く。）に在学する者にあつては、在学する期間を含む。）

イ ひとり親家庭の母又は父に現に扶養され、又は両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている18歳に達した日の属する年度の末日の翌日から20歳に達した日の属する月の末日までの間にある者

3 この条例において「医療保険各法」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
- (4) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (5) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (6) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (7) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）

4 この条例において「医療費」とは、対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額（その者が医療保険各法による被保険者（健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下同じ。）若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。）と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体等の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。

5 この条例第4条において「一部負担金」とは、規則で定める額をいう。

6 この条例において「基本利用料」とは、高確法第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額に同法第67条第1項第1号に定める割合を乗じて得た額をいう。

7 この条例において「食事療養標準負担額」とは、健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

8 この条例において「生活療養標準負担額」とは、健康保険法第85条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

9 この条例において「付加給付」とは、医療保険各法の規定により被保険者若しくは組合員の一部負担金に相当する額の範囲内において付加給付されるもの又は医療保険各法の被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により付加給付されるものをいう。ただし、国民健

康保険法第43条第1項の規定により、一部負担金の割合を減じられている場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。

(助成の対象)

第3条 町長は、医療保険各法による被保険者若しくは組合員又は被扶養者である重度心身障がい者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童であつて、次の各号のいずれにも該当しない者に対し、当該重度心身障がい者及びひとり親家庭等の母又は父及び児童に係る疾病及び負傷の医療に関する経費（重度心身障がい者のうち精神障がい者にあつては入院に係るものを除き、ひとり親家庭等の母又は父にあつては、入院及び指定訪問看護に係るものに限る。）について助成する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

(2) 児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている者

(3) 重度心身障がい者で、次のいずれかに該当する者

ア 所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ 重度心身障がい者の生計を主として維持する配偶者又は民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 65歳以上で高確法の規定による医療を受けていない者、または、同法の規定による医療を受けている場合においては、規則第2条第1号及び高確法第67条第1項第2号に掲げる者以外の者

エ 医療保険各法において高確法の医療給付と同等の給付が受けられる者については当該医療を受けることができる間

(4) ひとり親家庭等の母又は父及び児童で、次のいずれかに該当する者

ア ひとり親家庭の母又は父の所得の額が、規則で定める額以上であること。

イ ひとり親家庭の母又は父の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

ウ 両親の死亡、行方不明等により他の家庭で現に扶養されている児童の養育者（以下

「養育者」という。)の所得の額が、規則で定める額以上であること。

エ 養育者の生計を主として維持する配偶者又は扶養義務者の所得の額が、規則で定める額以上であること。

(助成の額)

第4条 医療に関する経費の助成の額は、医療費から受給者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付の額を控除して得た額とする。

2 町長は、第2条第5項に規定する基本利用料の額が規則で定めるところにより算定した額を超えるときは、その超える額を助成することができる。

(受給者証の交付申請)

第5条 医療に関する経費の助成を受けようとする者は、規則で定めるところにより申請書を町長に提出するものとする。

(受給者の決定等)

第6条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、医療に関する経費を助成すべきものと認めたときは、その助成を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により、助成を決定したときは、当該医療に関する経費の助成を申請した者に対し、医療費受給者証(以下「受給者証」という。)を交付するものとする。

(受給者証の提示)

第7条 前条第1項の規定により、医療に関する経費の助成の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、医療保険各法に規定する保険医療機関又は保険薬局(以下「保険医療機関等」という。)において、医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に被保険者証又は組合員証及び受給者証を提示するものとする。

(助成の方法)

第8条 医療に関する経費の助成は、町長が、その額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。

2 町長は、特に必要であると認めたときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を受給者に支給することにより行うことができる。

(届出の義務)

第9条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

- (1) 氏名又は住所等を変更したとき。
- (2) 第3条の規定に該当しなくなったとき。

(助成の終了)

第10条 町長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日から、この条例による医療に関する経費の助成を行わないものとする。

- (1) 第3条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 死亡したとき。

(助成金の返還)

第11条 疾病又は負傷に関し損害賠償を受けた者及び偽り、その他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。

(規則への委任)

第12条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条第2項第2号イ及び第3条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則（平成14年9月25日条例第15号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年3月5日条例第7号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年9月21日条例第15号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成18年3月7日条例第4号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年9月25日条例第18号）

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成19年3月6日条例第5号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日条例第16号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日条例第29号）

この条例は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成21年3月10日条例第7号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月18日条例第8号）

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月9日条例第7号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年9月18日条例第13号）

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

○平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則

平成13年3月30日

規則第8号

改正 平成14年9月29日規則第3号

平成15年4月1日規則第10号

平成15年9月29日規則第11号

平成16年9月24日規則第6号

平成17年9月30日規則第9号

平成18年9月22日規則第4号

平成20年3月14日規則第10号

平成20年9月19日規則第21号

平成20年12月30日規則第25号

平成24年12月20日規則第8号

平成27年12月30日規則第17号

平成28年9月20日規則第13号

平成29年8月1日規則第15号

平成30年6月12日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例（平成13年平取町条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部負担金)

第1条の2 条例第2条第5項の規定による一部負担金は次のとおりとする。

- (1) 受給者が3歳未満（3歳に達する日（誕生日の前日）の属する月の末日までの期間を含む。）又はその属する世帯員全員が市町村民税非課税者の場合 初診時一部負担金（医科診療に係るときは初診1件につき580円、歯科診療に係るときは初診1件につき510円、柔道整復に係るとき（乳幼児医療給付事業を除く。）は初診1件につき270円）

(2) 基本利用料（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高確法」という。）第78条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算出した費用の額に同法第67条第1項第1号に規定する割合を乗じて得た額をいうものとする。）については、受給者が属する世帯員全員（生計維持者を含む。）が市町村民税非課税者の場合、高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号。以下「令」という。）第15条第3項第3号の規定により8,000円を上限とする。

(3) 前2号に掲げる場合以外の場合 高確法第67条第1項第1号の規定の例により算定した一部負担金（基本利用料を含む。）に相当する額その他の同法に規定する後期高齢者医療被保険者が同法の規定により負担すべき額（食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額を除く。）に相当する額から令第14条の規定の例により算定した月間の高額療養費に相当する額を控除した額とする。この場合において、同条第1項の月間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第1項及び第2項の規定にかかわらず、57,600円とする。ただし、療養のあった月に属する世帯の受給者に対し、当該療養のあった月以前の12月以内に既に月間の高額療養費に相当する額が支給されている月数が3月以上ある場合については、44,400円とする。また、令第14条第3項の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第3項の規定にかかわらず、18,000円とする。

(4) 令第14の2の規定の例により、計算期間（毎年8月1日から翌年7月31日までの期間）の末日において、計算期間における前3号の算定による一部負担金の合算が高額療養費算定基準額を超える場合、年間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は令第15条第8項の規定により144,000円とする。

（一部負担金と基本利用料の合算）

第1条の3 前条第3号の場合であって受給者が条例第2条第6項に規定する基本利用料を負担した場合には、当該基本利用料を加算した額で算定するものとする。

（条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額等）

第2条 条例第3条第3号及び同条第4号に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法は、別表によるものとする。

（受給者証の交付申請）

第3条 条例第5条の規定による医療に関する経費の助成を受けようとする者又は保護者は、受給者証交付申請（別記第1号様式又は別記第2号様式）を、町長に提出するものとする。

2 前項の申請書には次の各号に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 重度心身障がい者医療に関する経費の助成を受けようとする者は、条例第2条第1項第1号に規定する身障手帳若しくは同項第2号に規定する状態にあることが判定又は同項第3号に規定する精神保健手帳

(2) ひとり親家庭等医療に関する経費の助成を受けようとする者は、現に児童を扶養又は監護している事実を明らかにすることができる書類

(3) 条例第3条第3号又は同条第4号に規定する受給者又は配偶者若しくは扶養義務者の所得の状況を明らかにする書類

(4) 規則第1条の2第1号に規定する者（その属する世帯員全員が市町村民税非課税者に限る。）にあつては、世帯全員が市町村民税非課税者であることを確認できる書類

3 町長は、前項の規定にかかわらず、申請書に添付すべき書類の内容が、公簿等によって確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができるものとする。

4 町長は、前2項の規定にかかわらず、必要と認めるときは、他の書類を添付させることができるものとする。

（受給者の決定）

第4条 町長は、条例第6条第1項により受給者であることを決定したときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付通知書（別記第3号様式）により、受給者であることを承認しないことを決定したときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証交付申請却下通知書（別記第4号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（受給者証の交付）

第5条 町長は、条例第6条第1項により受給者であることを決定したときは、申請者に重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証（別記第5号様式又は別記第6号様式）を交付するものとする。

2 前項の受給者証は、毎年更新するものとし、その期間は、町長が必要と認めた期間とする。

(受給者証の再交付申請)

第6条 受給者は、受給者証をき損し、又は亡失したことにより、受給者証の再交付を受けようとするときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給者証再交付申請書(別記第7号様式)を、町長に提出してその再交付を受けることができる。

(助成金の交付申請)

第7条 受給者は、条例第8条第2項の規定による医療に関する経費の支給を受けようとするときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費支給申請書(別記第8号様式)を町長に提出するものとする。

(条例第4条第2項に規定する額等)

第7条の2 条例第4条第2項に規定する額及び計算方法並びに負担区分等は令第15条第3項(同項第2号に掲げる者については第1号を適用する。)に規定する額とする。

(助成金の交付の決定)

第8条 町長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、受給者に支給することを決定したときは、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費支給決定通知書(別記第9号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(届出)

第9条 条例第9条第1項第1号の規定による届出は、氏名又は住所等変更届(別記第10号様式)により、同条第2号の規定による届出は、重度心身障がい者、ひとり親家庭等医療費受給資格喪失届(別記第11号様式)により行うものとし、当該届出書には受給者証を添付するものとする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第3条の規定は、平成13年10月1日から施行する。

附 則(平成14年9月29日規則第3号)

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年4月1日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年9月29日規則第11号）

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成16年9月24日規則第6号）

この規則は、平成16年10月1日から施行する。

附 則（平成17年9月30日規則第9号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成18年9月22日規則第4号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成20年3月14日規則第10号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月19日規則第21号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年12月30日規則第25号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成24年12月20日規則第8号）

この規則は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成27年12月30日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の平取町重度心身障がい者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年9月20日規則第13号）

この規則は、公布の日から施行し、平成28年8月1日から適用する。

附 則（平成29年8月1日規則第15号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の2第2号における月間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、平成29年7月31日まで、57,600円を44,400円、14,000円を12,000円とする。

附 則（平成30年6月12日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 第1条の2第3号における月間の高額療養費に相当する額の算定に係る高額療養費算定基準額は、平成30年7月31日まで、18,000円を14,000円とする。

別表（第2条関係）

第2条に規定する所得の額並びに所得の範囲及び所得の額の計算方法

1 所得の額

- (1) 条例第3条第3号に規定する所得の額は、前年の所得（1月から7月までの分の医療に関する経費の助成については、前々年の所得とする。以下、同じ。）とし、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第8条第1項において準用する同令第2条第2項に定める額とする。

- (2) 条例第3条第4号に規定する所得の額は、前年の所得とし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第2条の4第7項に定める額とする。

2 所得の範囲及び所得の額の計算方法

- (1) 所得の範囲

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第2項において準用する同令第4条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第9条第2項並びに児童扶養手当法施行令第2条の4第6項及び第3条第1項の規定によるものとする。

(2) 所得の額の計算方法

ア 条例第3条第3号に該当する場合にあつては、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第8条第3項において準用する同令第5条の規定によるものとする。

イ 条例第3条第4号に該当する場合にあつては、児童扶養手当法施行令第4条第1項及び第2項の規定によるものとする。